



下水道使用料の改定案について

令和7年度

第3回 滝沢市上下水道事業経営審議会

令和7年12月16日

目次

1. 使用料改定検討の必要性〔前回のふりかえり〕
2. 今回の使用料改定のめざすところ〔前回のふりかえり〕
3. 財政収支計画
4. 使用料改定の方針
5. 使用料改定案の検討
6. 安定的で持続可能な事業経営にむけて
7. 今後のスケジュール



1. 使用料改定検討の必要性

- ・ 人口減少や節水志向により、使用料収入は減少傾向。
- ・ 施設の老朽化や物価高騰による管渠や施設の維持管理費用の増加。
- ・ 北上川上流流域下水道維持管理負担金の増加。
- ・ 災害に備えた経営基盤の改善・安定の必要性。
- ・ 今後の経営環境はより厳しくなることが見込まれる中、安定的で持続的な事業経営への取り組みが必要。



使用料改定の検討が必要と判断



【今回改定】
経営基盤の**安定**

経営戦略改定
更新計画の策定

【次回改定】
経営基盤の**強化**

2. 今回の使用料改定のめざすところ

1 経費回収率100%の達成による経営の健全化

【地方公営企業法第17条の2第2項】

「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、～(略)～当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

独立採算の原則⇒経費回収率は100%以上が望ましい。

2 改定時から4年間程度の必要経費を賄う収入の確保による経営の安定化

今後も下水道事業を取り巻く経営環境に対応しながら、おおむね4年ごとの使用料の見直し検討が必要と考える。

⇒今回改定では、次回改定時期となる4年後までの必要経費を賄う収入を確保し、経営の安定化を図る。

3 次回改定時までには7億円～8億円程度を資金として確保



大規模災害の発生

- ・ 使用料収入が見込めない可能性
- ・ 事業の継続運営の必要
- ・ 復旧に向けての費用が新たに必要

- ・ 下水道使用料収入 R3～R6平均 **約5.2億円/年**
- ・ 借入金の返済 R3～R6平均 **約3.2億円/年**
- ・ 滝沢市で想定される大規模災害は直下型地震であり、過去の地震による管渠の被災率の事例から、管渠の被災率を1%～2%と見込んだ場合

滝沢市の下水道管渠の総延長205km ⇒ 約2km～4kmが被災

管渠の改修費用は1km 1億円以上 ⇒ **約2億円～4億円以上の改修費**

※R6実績では1kmあたり約3億円の改修費

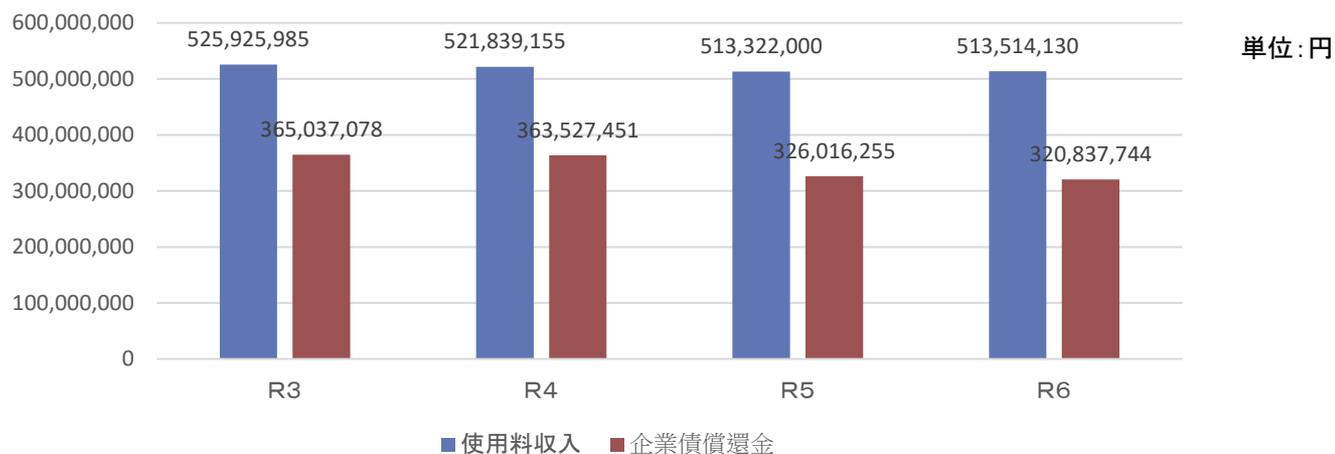
7億円～8億円(年間使用料収入の1.5倍程度)の資金を確保

○地震被害による下水道管路の被災状況

発生日時		最大震度	被災延長 (km)	被災率 (%)
1995年1月17日	阪神・淡路大震災	7	162	1.2
2004年10月23日	新潟県中越地震	7	152	4.6
2007年10月23日	能登半島地震	6強	15	2.3
2007年7月16日	新潟中越沖地震	6強	50	1.6
2008年6月14日	岩手宮城内陸地震	6強	3	1.6
2016年4月16日	熊本地震	7	86	2.7
2024年1月1日	能登半島地震	7	372	5.9

※国土交通省資料 より

○各年度の使用料収入と企業債償還金



3. 財政収支計画

○使用料を改定しない場合の投資財政計画

過去5年間の決算値を基に、今後の人口推移、施設整備・更新予定、物価上昇を考慮し、将来値を予測。

実績 ← → 推計

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
使用料収入 ①	513,514	516,481	514,940	513,247	511,435	509,530	507,547	504,611
汚水処理費 ②	726,640	802,831	796,969	811,841	813,571	820,114	826,828	832,320
不足額 ②-①	▲213,126	▲286,350	▲282,029	▲298,594	▲302,136	▲310,584	▲319,281	▲327,709
経常損益	123,231	34,724	34,877	17,341	12,588	4,114	▲8,693	▲20,932
資金残高	499,149	495,447	502,259	499,789	500,106	497,473	495,776	496,147

※汚水処理費・・・主に資本費+維持管理費

単位:千円

汚水処理に係る費用は、「受益者負担」の原則に基づき下水道使用者が負担するものであり、公費負担分を除き使用料対象経費とできる。

- ・人口減少に伴い使用料収入は減少する一方、維持管理費用等は増加し、令和12年度以降は純損失が発生。
 - ・現預金残高はほぼ一定であるが、今後の施設の更新準備や突発的災害等に備える十分な資金確保はできていないまま推移する。
- 安定的な経営基盤を確保し、将来の施設整備・更新や物価上昇への対応を可能とするためには、使用料の見直しが必要。

4. 使用料改定の方針

○算定期間について

長期的な期間を算定期間とした場合、物価上昇や人口動態の変化等の影響を受けることにより適正な使用料算定とならない可能性があるため、4年間(令和9年度から令和12年度まで)を算定期間とする。

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
使用料単価 (円 / m ³)	151.5	153.3	153.7	154.0	154.3	154.5	154.8
汚水処理原価 (円 / m ³)	162.7	187.9	188.3	194.1	196.1	199.2	203.6
経費回収率 (%)	93.1	81.6	81.6	79.3	78.7	77.6	76.0

○改定率の検討

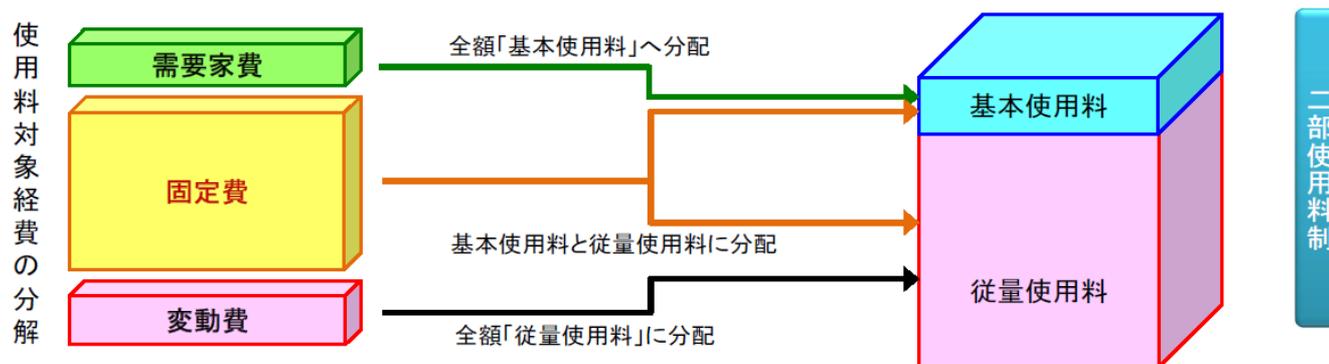
シミュレーション結果から、経費回収率100%を目指す場合、改定率は**28.4%となる。**
→今回の改定率としては使用者への負担が大きいと判断。

使用者の負担を適正なものとし、事業の安定的経営と突発的災害への備えをするための経営基盤の安定を目指すことを方針とし、7億～8億円(年間使用料収入の1.5倍)程度の資金を確保することができる**10%～15%程度**の平均改定率を見込む。

○使用料対象経費の分解・配賦について

使用料対象経費である資本費・維持管理費は以下のとおりに分解される。

- ・ 需要家費：使用水量の多寡に係わりなく主として使用者数に対応して増減する経費（検針経費、調定事務経費等） → 基本使用料分へ振り分け
- ・ 固定費：使用水量及び使用者数の多寡に係わりなく施設規模に応じて固定的に必要な経費（資本費、電力料金の基本料金等） → 基本使用料・従量使用料分へ振り分け
- ・ 変動費：主として使用水量の多寡に応じて変動する経費（動力費の大部分、薬品費等） → 従量使用料へ振り分け



※(公社)日本下水道協会資料より

○現行使用料体系における配賦状況

- ・本市の現行使用料体系における配賦状況

基本使用料分：従量使用料分 = 40.2% : 59.8%

「将来の有収水量減少に備えるためには、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、基本使用料の割合を、漸進的に高めていく必要がある。」

※出典 国土交通省令和2年7月人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書

- ・事業運営に必要な経費を安定的に確保するためには、基本使用料の割合を高めることが望ましいが、使用料対象経費のほぼ大半（約97%）を占める需要家費と固定費をすべて基本使用料で回収しようとした場合、基本使用料が極めて高額となる。
- 固定費の配賦割合は、現行と同程度の基本使用料：従量使用料分＝40：60を基本とし検討する。

○基本水量制の継続・廃止について

- ・基本水量制は基本料金に一定の水量を付与することで一定水量の使用を促進し、公衆衛生の向上・生活環境の改善を目的に全国的に導入されてきたもの。
- ・少子高齢化による単身世帯の増加や、節水機器の普及・機能向上、節水意識の高まりなどにより、基本水量に満たない世帯も増加していることから廃止の検討が必要である。

「基本水量制は、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平性の観点から課題もあることから、漸進的に解消させていくことが望ましい。」

※出典 国土交通省令和2年7月人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書

【今回の改定方針】

- ・現行の使用料体系により一定の必要額が確保されていること、恒常的赤字がないことなどから、使用量ごとの段階など抜本的に見直すという方法はとらず、基本水量の有無の検討と現行の単価の調整を図ることにより見直しを図る。
- ・用途区分については、現行と同じとし、一般用、浴場用、臨時用とする。

5. 使用料改定案の検討

【案1】基本水量あり、一律15.0%改定

- ・基本水量制を維持し、現行の使用料体系から一律15%で算定

用途別	区分	汚量(m ³)	改定前(円、税抜)	改定後(円、税抜)
一般用	基本料金	5m ³ まで	1,030	1,185
	超過料金 1m ³ につき	6~10m ³	90	104
		11~20m ³	130	150
		21~30m ³	140	161
		31~50m ³	150	173
		51~100m ³	165	190
		101~500m ³	175	201
		501~1,000m ³	185	213
		1,001m ³ ~	195	224
浴場用	基本料金	5m ³ まで	1,030	1,185
	超過料金	1m ³ につき	70	81
臨時用		1m ³ につき	195	224
R12年資金確保見込			495,776千円	805,998千円

すでに浸透している現在の使用料体系であり理解しやすいと思われ、また1~5m³の使用量に左右されることなく安定的に収入が得られる。

一方、単身世帯の増加等、社会環境の変化に対応していない体系であり、基本水量に達していない世帯への公平性への課題もある。

【案２】基本水量あり、一律１２．０％改定

- ・基本水量制を維持し、現行の使用料体系から一律１２％で算定
- ・４年後に目標とする「７億～８億程度の資金確保」となるよう設定した。

用途別	区分	汚水量(m3)	改定前(円、税抜)	改定後(円、税抜)
一般用	基本料金	5m ³ まで	1,030	1,154
	超過料金 1m ³ につき	6～10m ³	90	101
		11～20m ³	130	146
		21～30m ³	140	157
		31～50m ³	150	168
		51～100m ³	165	185
		101～500m ³	175	196
		501～1,000m ³	185	207
		1,001m ³ ～	195	218
浴場用	基本料金	5m ³ まで	1,030	1,154
	超過料金	1m ³ につき	70	78
臨時用		1m ³ につき	195	218
R12年資金確保見込			495,776千円	743,445千円

１５％改定と比較して負担は軽減される。すでに浸透している現在の使用料体系であり理解しやすいと思われ、また１～５m³の使用量に左右されることなく安定的に収入が得られる。

一方、単身世帯の増加等、社会環境の変化に対応していない体系であり、基本水量に達していない世帯への公平性への課題もある。

【案3】基本水量なし、平均改定率12.0%

- ・「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書」に基づき基本水量を廃止。
- ・固定費の配賦割合を「基本使用料分：従量使用料分 = 7：3」を基本として、基本料金を検討。
- ・4年後に目標とする「7億～8億程度の資金確保」となるよう設定した。

用途別	区分	汚水量(m ³)	改定前(円、税抜)	改定後(円、税抜)
一般用	基本料金		1,030	1,150
	超過料金 1m ³ につき	0～5m ³	0	30
		6～10m ³	90	90
		11～20m ³	130	130
		21～30m ³	140	145
		31～50m ³	150	175
		51～100m ³	165	185
		101～500m ³	175	195
		501～1,000m ³	185	205
		1,001m ³ ～	195	220
浴場用	基本料金		1,030	1,150
	超過料金	0～5m ³	0	30
		1m ³ につき	70	78
臨時用		1m ³ につき	195	220
R12年資金確保見込			495,776千円	741,583千円

単身世帯の増加等、社会環境の変化に対応しており、基本水量に関わらず使用した分のみの使用料負担となる。節水意識の高まりも期待できる。引き続き基本料金から安定的に収入を得ることができる。

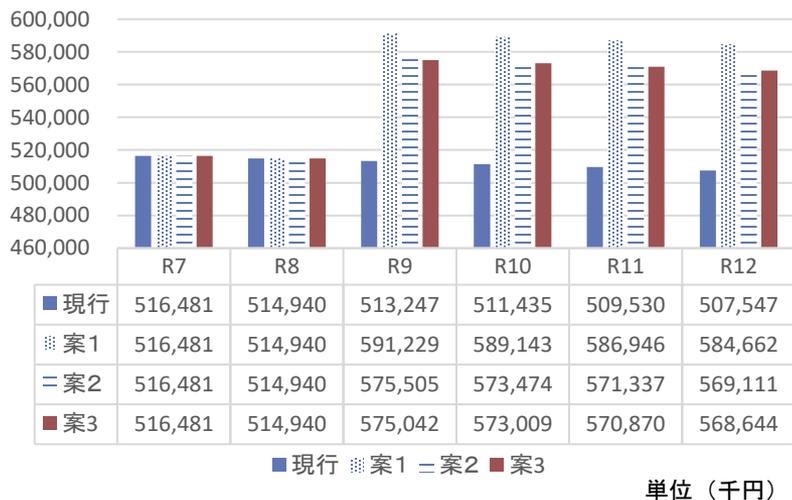
案1～案3の比較

用途別	区分	汚水量(m3)	改定前	案1	案2	案3
一般用	基本料金		1,030	1,185	1154	1,150
	超過料金 1m ³ につき	0～5m ³	0	0	0	30
		6～10m ³	90	104	101	90
		11～20m ³	130	150	146	130
		21～30m ³	140	161	157	145
		31～50m ³	150	173	168	175
		51～100m ³	165	190	185	185
		101～500m ³	175	201	196	195
		500～1,000m ³	185	213	207	205
		1,001m ³ ～	195	224	218	220
浴場用	基本料金		1030	1185	1154	1,150
	超過料金	0～5m ³	0	0	0	30
		1m ³ につき	70	81	78	78
臨時用		0m ³ ～	195	224	218	220
R12年資金確保見込			495,776千円	805,998千円	743,445千円	741,583千円

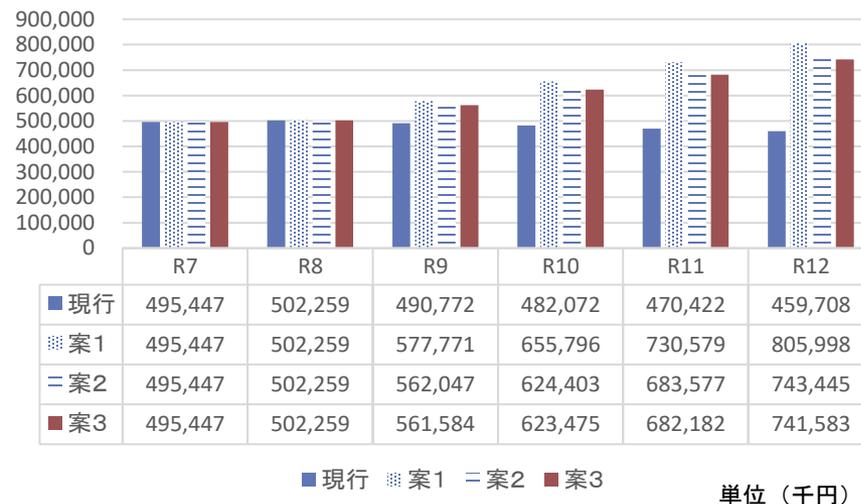
【例：20m³/1月の使用料】

	基本料金	～5m ³	～10m ³	～20m ³	合計	現行との差額
現行	1,030	0	450	1,300	2,780	0
案1 基本水量あり、一律15%改定	1,185	0	520	1,500	3,205	425
案2 基本水量あり、一律12%改定	1,154	0	505	1,460	3,119	339
案3 基本水量なし、平均12%改定	1,150	150	450	1,300	3,050	270

使用料収入の見込



資金確保推移の見込

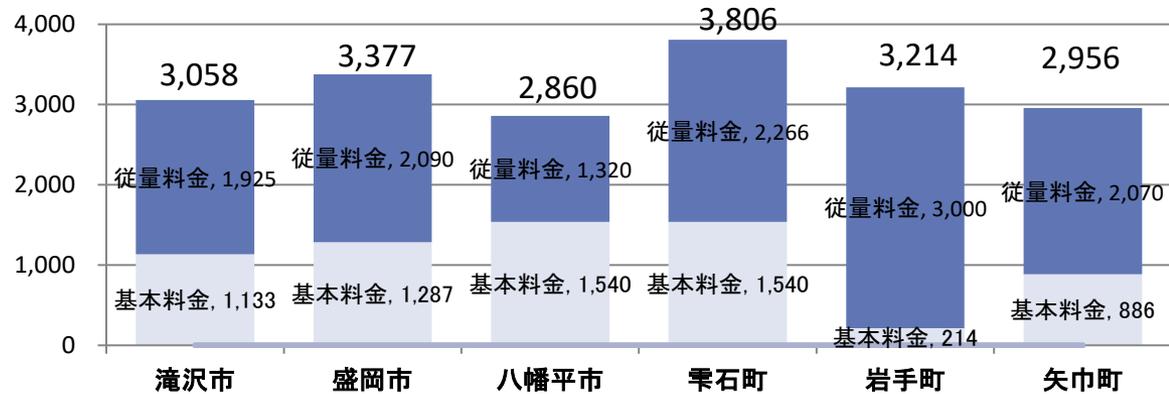


○使用料改定後の投資財政計画【案3の場合】

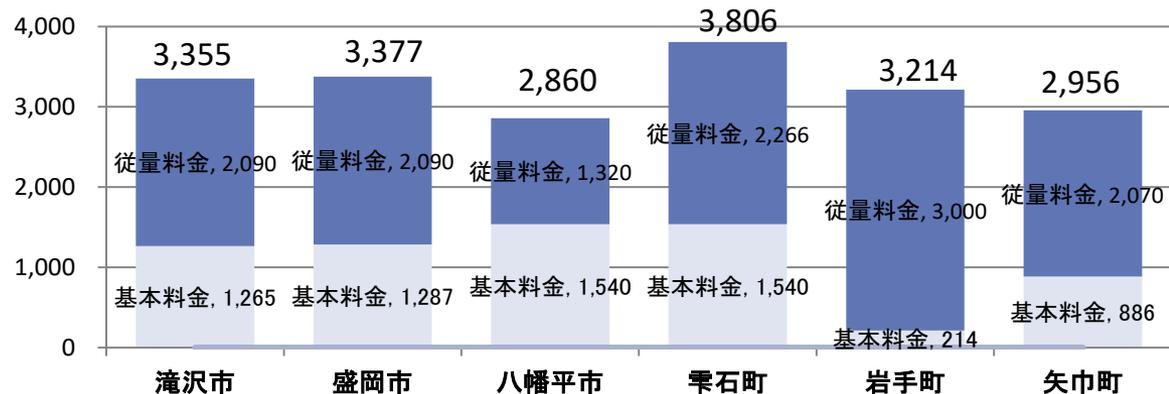
	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
使用料単価 (円 / m ²)	172. 6	172. 9	173. 1	173. 4
汚水処理原価 (円 / m ²)	194. 1	196. 1	199. 2	203. 6
経費回収率 (%)	88. 9	88. 1	86. 9	85. 2
経常損益 (千円)	79, 137	74, 162	65, 454	52, 404
資金残高 (千円)	561, 584	623, 475	682, 182	741, 583

○ 近隣他団体との使用料比較（20m³/1か月）：案3の場合

【改定前】



【改定後】



※金額は税込換算(円)

6. 安定的で持続可能な事業経営にむけて

今後も経営環境の変化を捉えながら、安定的で持続可能な事業経営のため次のことに取り組んでいきます。

- 使用料妥当性の検討(4年おきに見直し)
- 経営の効率化、合理化
- 接続率向上、不明水対策の推進
- わかりやすくて的確な情報の発信
- 経営の透明性の確保
- 広域化の推進



7. 今後のスケジュール



時期	下水道使用料改定に係る予定	使用料改定以外の予定
R7. 8月27日	滝沢市上下水道事業の今後の見通しについて	社会資本整備総合交付金事業評価について
R7. 10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 下水道事業の概要 ・ 公共下水道事業会計の経営状況と使用料改定の検討について ・ 下水道使用料の現状について 	報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度滝沢市水道事業会計決算について ・ 令和6年度滝沢市下水道事業会計決算について ・ 令和7年度滝沢市水道事業進捗状況について ・ 令和7年度滝沢市下水道事業進捗状況について
R7. 12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料改定案について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度滝沢市水道事業会計予算基本方針について ・ 令和8年度滝沢市下水道事業会計予算基本方針について
R8. 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申（案）について 	
R8. 2月 ※必要時		
R8. 2月下旬 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申 	